

(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針 2028

～郷土愛あふれる藤沢を目指して～

(素案)

＜令和7年度～令和10年度＞

2024年(令和6年)10月18日(金)から11月18日(月)まで実施したパブリックコメントでご覧いただいた第1章基本方針までの部分に、第2章重点方針を加えた資料です。また、それに伴い第1章基本方針の一部が変更となっています。

藤 沢 市

（仮称）藤沢市市政運営の総合指針2028

～郷土愛あふれる藤沢を目指して～

構成

はじめに

- 1 藤沢市の現状と見通し
- 2 藤沢市の特性

これまでの市政運営等を踏まえた、本市の現状と見通し、特性を確認

第1章 基本方針

- 1 策定の背景と意義
- 2 構成と期間
- 3 長期的な視点
 - (1) 長期的な視点の体系
 - (2) めざす都市像
 - (3) 3つのまちづくりコンセプト
 - (4) 8つの基本目標

藤沢市の現状と見通し、特性を踏まえて、長期的な視点として、めざす都市の姿、分野ごとの基本的方向性を明示

概ね20年先を見据えた
長期的な視点

第2章 重点方針

- 1 取組の考え方
- 2 5つのまちづくりテーマと15の重点施策
- 3 行政運営の考え方
- 4 評価
- 5 重点施策の実現に向けた重点事業

長期的な視点を踏まえた重要性、緊急性の高い課題に対して、重点的に取り組む施策等を展開

直近4年間の重点取組

別冊 事業集

- 1 重点事業
- 2 地域づくり
- 3 重点施策とSDGsの関連一覧

目 次

はじめに	1
1 藤沢市の現状と見通し	1
(1) 人口動態	1
(2) 財政状況	3
(3) 土地利用	5
2 藤沢市の特性	6
(1) 自然環境・歴史・文化・人材	6
(2) 都市としての性格	6
(3) 市民自治	6
第1章 基本方針	7
1 策定の背景と意義	7
(1) 自治体総合計画の沿革	7
(2) 総合計画に替わる新たな仕組みとしての「市政運営の総合指針」	7
(3) 市政運営の総合指針2024改定にあたって	8
2 構成と期間	9
(1) 構成	9
(2) 期間	10
3 長期的な視点	10
(1) 長期的な視点の体系	10
(2) めざす都市像	11
(3) 3つのまちづくりコンセプト	12
(4) 8つの基本目標	15
第2章 重点方針	31
1 取組の考え方	31
(1) マルチパートナーシップの推進	31
(2) 「藤沢らしさ」を大切に、「藤沢にしかないもの」を生かす	31
(3) 横断的連携	32
(4) 担い手不足、人材不足への対応	32
2 5つのまちづくりテーマと15の重点施策	33
まちづくりテーマ 1 「安全で安心なまちをつくる」	34
まちづくりテーマ 2 「誰もが、豊かに生活し、支えあう社会をつくる」	35
まちづくりテーマ 3 「笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる」	37
まちづくりテーマ 4 「都市の機能と活力を高める」	39
まちづくりテーマ 5 「未来を見据えてみんなで進める」	41
3 行政運営の考え方	43
(1) 財政見通しを踏まえた財政運営	43

(2)	未来を見据えた行政運営の実現に向けた行財政改革	43
(3)	組織執行体制の構築と人材育成・職員力の向上	44
4	評価	44
5	重点施策の実現に向けた重点事業	45

はじめに

市政運営にあたっては、将来に向けての課題や見通しを踏まえながら進めていくことが重要です。そこで、藤沢市の現状と見通し及び特性を示します。

1 藤沢市の現状と見通し

(1) 人口動態

2021年（令和3年）11月に発表された「令和2年国勢調査人口等基本集計結果」によると、日本の総人口は1億2,615万人で、2015年（平成27年）の調査に引き続き、減少となりました。

国立社会保障・人口問題研究所が2023年（令和5年）4月に公表した「日本の将来推計人口」においては、日本の総人口は減少傾向が続き、2045年（令和27年）には1億880万人、2050年（令和32年）には1億469万人になるものと推計されています。なお、2017年（平成29年）の推計と比べ、減少速度が緩やかになったのは、外国人の入国超過数の増加が主な理由となっています。

2020年（令和2年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」においては、藤沢市の人口は2035年（令和17年）に約45万4千人でピークを迎え、その後緩やかに減少に転じますが、2045年（令和27年）においても2025年（令和7年）の人口を上回る見込みです。

人口構造の変化については、既に超高齢社会を迎え、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）から2045年（令和27年）までの20年間で、高齢者人口はさらに約39%、約4万4千人増加する見込みです。

一方で、生産年齢人口は約12%、約3万3千人減少することが見込まれており、このままでは担い手不足の深刻化が避けられない状況にあります。本市が直面する人口構造の変化への対応力が問われる状況となっています。

また、世帯数は、高齢者や非婚者をはじめとする単身世帯化がさらに進むことにより、人口の増減にかかわらず増加を続け、2045年（令和27年）に約21万世帯でピークとなる見込みです。

本市が様々な施策を展開する上で、こうした今後の人口構造の変化や世帯構成の変化に的確に対応する必要があり、若い世代、子育て世代が、住みたい、住み

続けたいと思えるまちづくりを進めることが重要となります。

また、都市の活力を維持するという観点からも人口動態は重要であり、すでに人口減少が進んでいる地方都市では、医療機関、店舗などの撤退などによりさらなる人口減少を招く悪循環が生じており、人口減少局面に入ってから有効な対策を講じることは大変難しいと考えられます。本市でも、人口が減少する前に総合的かつ有効な施策を進め、人口のピークとなる時期をできる限り遅らせることができるよう取り組むことが重要となります。

図 1 - 1 藤沢市の将来人口推計（年齢別人口 4 区分）

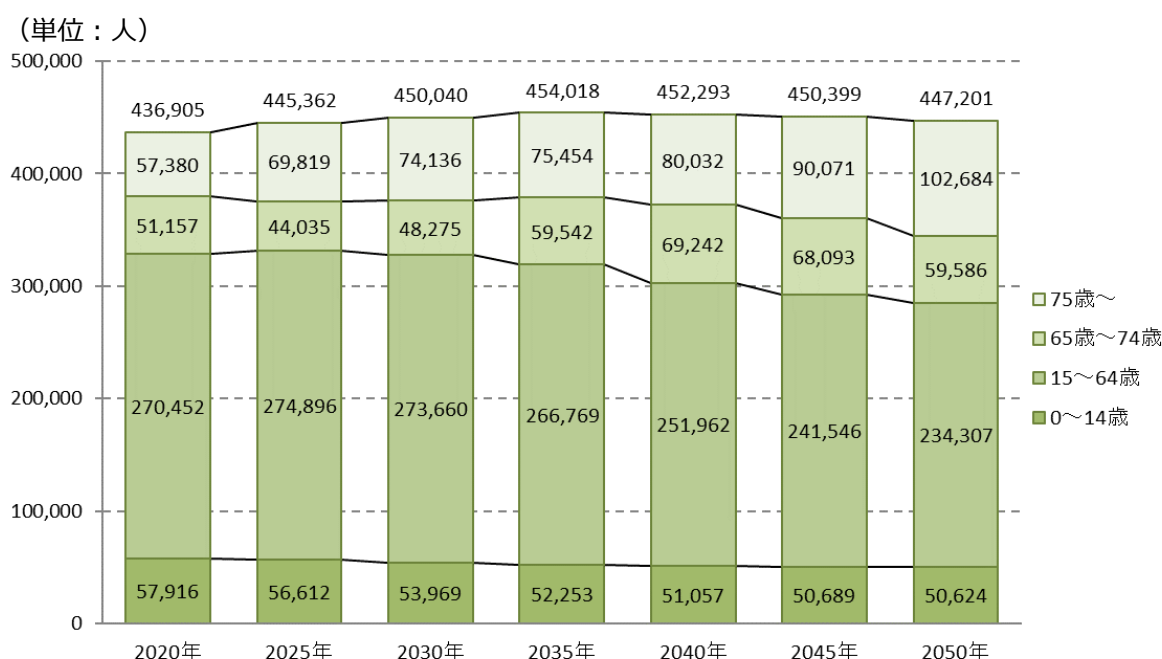
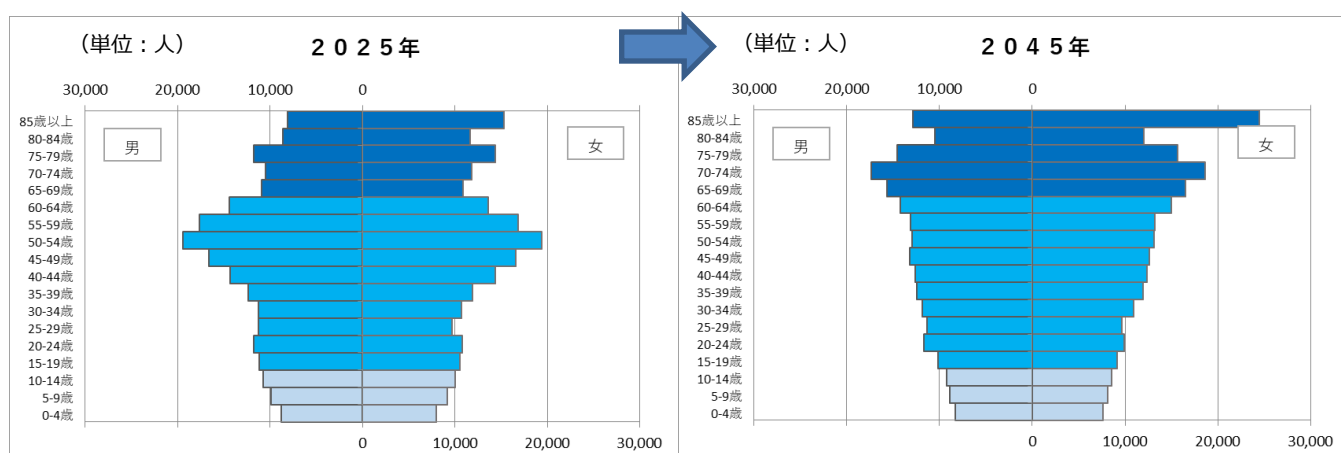


図 1 - 2 藤沢市の将来人口推計（2025年と2045年の人口構造）



② 財政状況

藤沢市の財政は、国が定める健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも類似都市平均、全国都市平均からみても良好な状態にあり、十分な健全性を保っています。

しかしながら、本市の中長期的な財政見通しには、3つの大きな課題があります。

1つ目は、児童福祉費、障がい者福祉費等の社会保障関係経費の増大です。これらのうち扶助費は、平成26年度には341億円であったものが、令和5年度には541億円と、10年間で約1.6倍になっています。歳出全体に占める割合も、平成26年度に25.3%であったものが、令和5年度では約1.3倍となる32%を占めるまでになっており、今後も少子超高齢化の進展など人口構造の変化に伴い、増加が見込まれます。

2つ目は、公共施設の維持管理・再整備に係る経費の増大です。高度経済成長期につくられた施設の多くが老朽化により更新の時期を迎えるとともに、更新に当たっては、大規模災害や地球温暖化への対策としての機能向上を図る必要があります。また、近年の社会経済情勢による賃金上昇や建設資材高騰等の影響により、これらの事業にかかる経費についても増加傾向にあるなど、これまで以上に負担増が見込まれます。

3つ目は、これらの歳出の増加傾向に見合った歳入の増加が見込めないことです。市税収入については、個人市民税や固定資産税の増加などにより堅調に推移しています。その一方で、本市は現在、普通交付税の不交付団体であることから、国施策に対する地方負担分については実質財政措置が受けられません。また、ふるさと納税制度における個人住民税の減収分についても、普通交付税の算定において反映されるため、その減収分が全額純減となります。これらのことから、財政の硬直化が進むことが懸念されます。

こうした大変厳しい財政状況の中で、未来に向けて必要な事業を進めるためには、全体的な視点を持ちつつ、数年先の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を進める必要があります。併せて、優先的に行うべき事業の見極めや、既存事業の抜本的な見直しが必要となることから、今後は、財政状況と長期ビジョンの共有を含めて、市民や関係団体への説明と対話を進め、より一層、協力関係を築いていく必要があります。

図2 藤沢市の歳入決算の推移

(単位：億円)

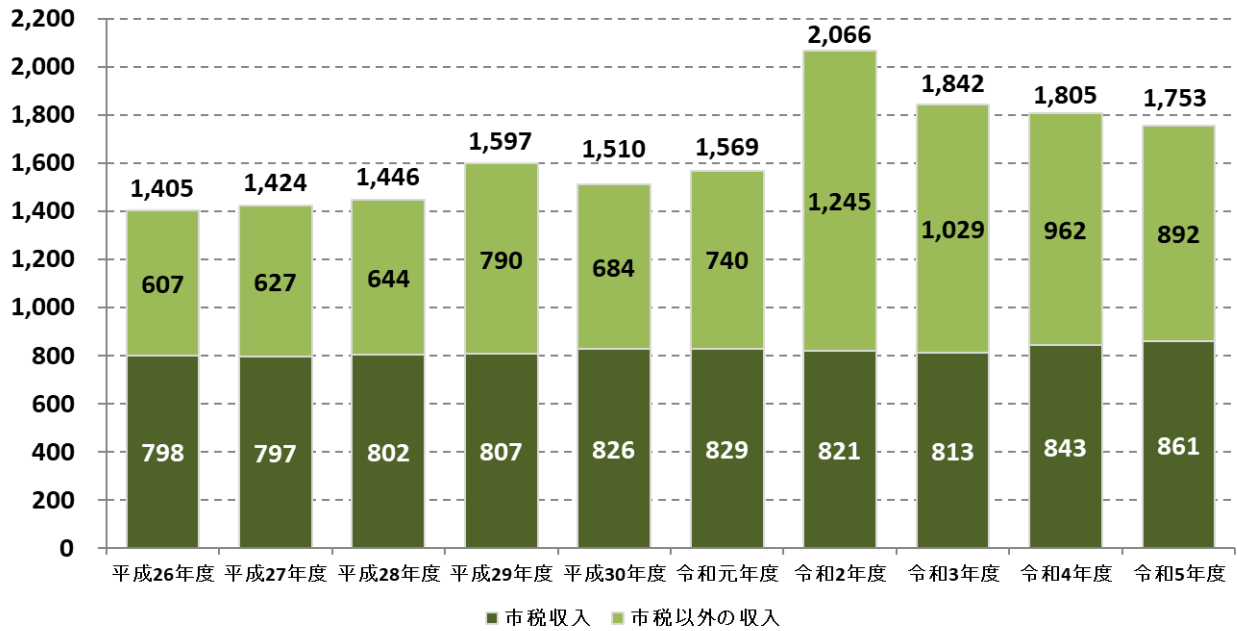
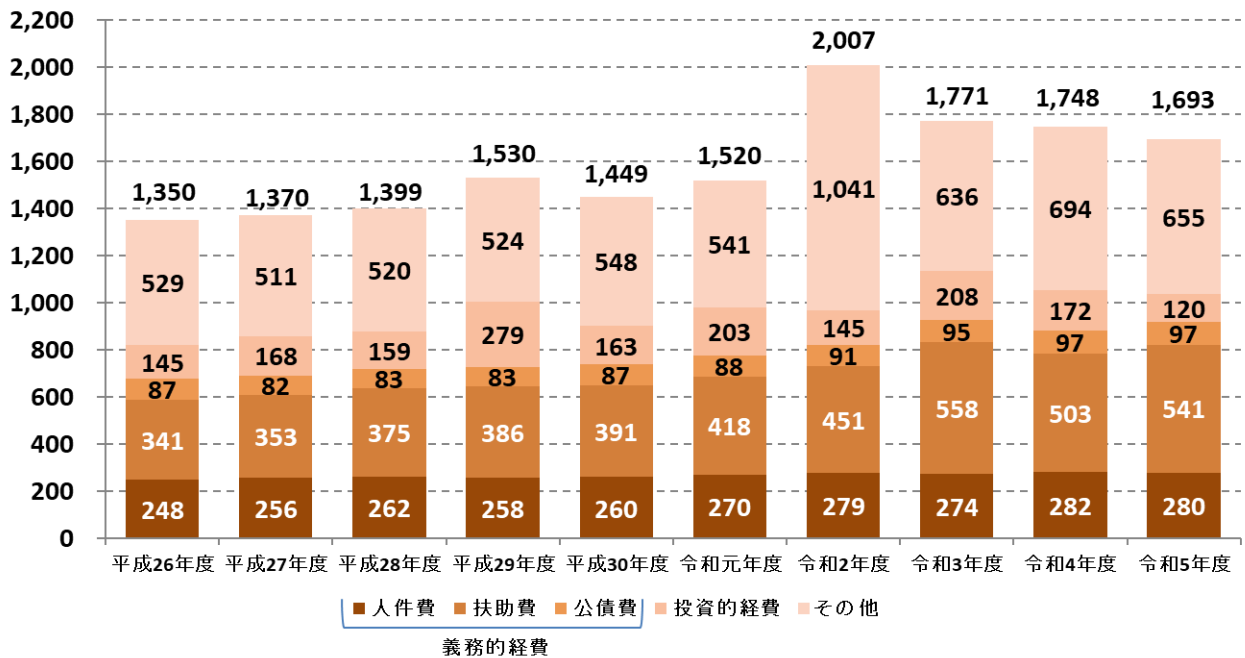


図3 藤沢市の歳出決算の推移

(単位：億円)



③ 土地利用

藤沢市都市マスタープラン※（２０１８年（平成３０年）３月部分改定）において、「藤沢駅周辺」「辻堂駅周辺」「湘南台駅周辺」「健康と文化の森」「片瀬・江の島」「村岡新駅周辺」の６つを都市拠点と位置づける中で、鉄道と道路により、拠点間の連結と藤沢市の骨格となる東西、南北方向の交通軸を形成し、「海」「河川」「谷戸」「斜面緑地」「農地」等の自然空間を資源として機能させながら、土地利用を進めてきました。また、都市的な土地利用においては、産業、住居、都市基盤施設の調和が引き続き求められるとともに、自然的な土地利用においては、自然空間の保全、活用と緑地空間のネットワーク化が必要となっています。

今後も将来にわたって都市の活力を維持するためには、藤沢市都市マスタープランと連携して、それぞれの都市拠点の特性を生かし、都市的土地利用と自然的土地利用を一体的に捉え、質の高い都市を形成しながら、環境負荷の低減や移動の円滑化、ユニバーサルデザイン、景観等に配慮し、公共施設等の適切な維持管理と更新を進めつつ、大規模災害や少子超高齢社会に対応するコンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。

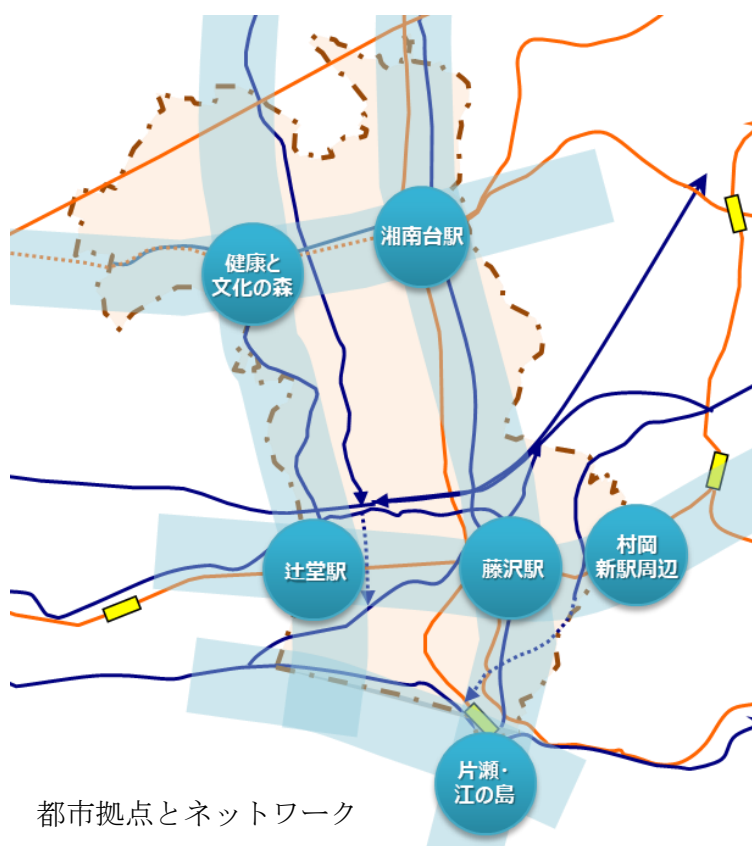


図４ 都市拠点とネットワーク

※ 都市マスタープラン 市町村における都市計画行政の基本となるもので、都市計画、都市づくりに関する基本的な方針として策定される計画をいいます。

2 藤沢市の特性

(1) 自然環境・歴史・文化・人材

藤沢市は、南は美しい湘南海岸に面し、北は相模野台地の緩やかな丘陵が続く、気候温暖な住みやすい都市です。中世には、遊行寺※開山の地として、江戸時代には、東海道五十三次の6番目の宿場町としてにぎわいを見せ、浮世絵にも多く描かれた江の島は、風光明媚な景勝地として栄えました。明治、大正時代には、鵜沼が別荘地となり、多くの文人、財界人を集めるなど、歴史と文化の薫る都市としての一面も持っています。このように藤沢市は、人をひきつけ、多くの偉大な先人たちを輩出するとともに、現在も多彩な人材が藤沢市に関わっており、あたたかさ、やさしさ、熱意を持った多くの市民が藤沢市を支えています。

(2) 都市としての性格

藤沢市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市です。工業では研究開発型施設の進出、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせています。また、本市は日本有数の海水浴場を有し、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市でもあり、さらにサテライトキャンパス※を含む5つの大学のある学園都市としての性格も加わり、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けています。

(3) 市民自治

藤沢市では、1981年（昭和56年）に始まった「地区市民集会」から「くらし・まちづくり会議」、「地域経営会議」、そして「郷土づくり推進会議」へと、40年以上にわたって市民の市政参画、市民自治の取組が進められ、こうした取組の経験も踏まえ、様々な地域活動が展開されています。

また、ボランティア、NPO等の活動も盛んであり、歴史的な街なみや景観の保全・形成、地域の特色ある子育て支援や生涯学習の拠点づくり等、多くの市民活動が進められています。さらに、藤沢市がオリンピック競技大会の2度目の開催自治体となった東京2020大会のレガシーを将来にわたって継続していくため「チームF U J I S A W A 2 0 2 0」を立ち上げ、WEBを活用した誰もが気軽にボランティアに参加できる仕組みを構築しています。

※ 遊行寺 正式には藤澤山無量光院清浄光寺（時宗総本山清浄光寺）といます。

※ サテライトキャンパス 大学本部から離れた場所に設置された教室等のことをいいます。

第1章 基本方針

1 策定の背景と意義

(1) 自治体総合計画の沿革

戦後の地方自治の発展に伴い、単に国の政策を執行するだけではなく、自治体としての政策を形成する必要性が高まり、高度経済成長の時代が進むにつれて、さらに各自治体は個別の施策・事業ごとに判断するだけでなく、将来見通しを踏まえて総合的に政策を提示すべきと考えられるようになりました。1969年（昭和44年）に、市町村の首長は議会の議決を経て、基本構想*を策定することが地方自治法により義務づけられ、その後、旧自治省が設置した研究会が提唱した「基本構想・基本計画・実施計画」という三層構造の計画、いわゆる「総合計画」を策定し行政運営を行うことが自治体にとっての事実上の標準となりました。本市では藤沢市総合計画を改正地方自治法の施行に合わせ、昭和43年度に策定し、昭和44年度から施行しました。

一般的に、基本構想は10年から20年程度の大まかな方針を示す長期戦略であるため、これを具体化するために、基本計画は5年から10年程度の施策レベルの中期計画、実施計画は3年から5年程度の事業レベルの短期計画として策定されました。

しかし、高度成長の時代が終わり、人口減少と急速な少子高齢化の進行という急激な環境変化の中で、右肩上がりの成長を前提にした総合計画のあり方が問題視されるようになりました。そして、2011年（平成23年）の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想の策定義務が撤廃され、時代背景や環境変化を踏まえた、各自治体の判断による「総合計画」の新たな位置づけが求められるようになりました。

(2) 総合計画に替わる新たな仕組みとしての「市政運営の総合指針」

本市でも、総合計画は、総合的かつ計画的に行政運営を進め、より効果的に事業を展開することを目的として策定され、長きにわたり改定を続けてきましたが、策定に多くの時間と労力、経費がかかることや市の事業を総花的に位置づけるため、重要、緊急な取組が見えづらくなること、策定が進む分野別の個別計画との

* 基本構想 地方自治法の旧第2条第4項では、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定していました。

重複が増えたこと、多くの事業を位置づけた長期間の計画であったため、実施にあたって財政上の担保ができないことなど、多くの課題がありました。

地方自治法が「基本構想」の策定義務を撤廃したことを受け、総合計画のあり方、仕組み自体を見直し、その結果、概ね20年先を見据え、長期的かつ総合的な市政運営の考え方を示した基本方針と、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を踏まえ、直近の4年間に重点的かつ確実に実施する施策を位置づけた重点方針による「藤沢市市政運営の総合指針2016」を、総合計画に替わる仕組みとして、平成25年度に策定し、平成28年度の改定を経て令和2年度に「藤沢市市政運営の総合指針2024」として改定しました。なお、「市政運営の総合指針」は、社会経済環境の変化の速さに対応できるよう、市長任期を踏まえて4年に一度、全体を見直すことができる仕組みとしつつ、基本方針については市議会での議決を経て策定しています。

③ 市政運営の総合指針2024改定にあたって

本市でも、毎年度の予算編成におけるやりくりによって、単年度ごとに収入見通しと支出見通しの乖離を埋め、収支均衡を図らなければならない状況にあります。不透明かつ厳しい財政見通しの中で、投資の最適化や財政余力の創出を図るという視点をもって、将来に向けて新規事業や拡充事業に取り組むとともに、都市基盤整備や行政運営のあり方を定め、既存事業の取捨選択等を進めることが求められています。本市が持続可能な都市であり続けるためには、未来を見据えて知恵を絞り、計画的に取り組むとともに、日進月歩で進む技術革新に柔軟に対応する必要があります。「市政運営の総合指針」が示す基本方針や重点方針の方向性は、予算の配分や職員の配置を決める上でも判断基準になります。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、人々の暮らし方、働き方、学び方などが一度見直されるとともに、国際情勢は大きく変化し、未だに不透明な状況が続いています。日本においては、人手不足が多くの分野で想定されており、需給の差を埋めるために「学び直し」の必要性が高まっています。地方自治体においても、限られた職員の中で、専門性や知識をもって、多様化、複雑化する社会課題に向き合い、持続可能な行政運営を行える組織を形成するとともに、それを実現するための人材の確保・育成・配置等を行う必要があります。総合指針の改定にあたって、次の4年間は、本市にとって、喫緊の課題に着実に対応するとともに、多様な主体と共に、新しい未来への道筋をつける重要な期間となります。

また、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040年（令和22年）を展望し、高齢者人口が最大となる一方、急激に生産年齢人口が減少することで生じる社会課題を想定した取組を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2024」の期間の終了に伴い、引き続き、SDGs（持続可能な開発目標）※の視点を取り入れ、共有すべき理念の浸透や直近4年間の重点施策の明確化を重視しつつ、これまでの取組や評価、及び意見や対話等を踏まえて、「藤沢市市政運営の総合指針2024」を（仮称）「藤沢市市政運営の総合指針2028」（郷土愛あふれる藤沢を目指して）として改定します。

2 構成と期間

この指針は、概ね20年先を見据えつつ喫緊の課題に対応した分かりやすいものとするため、本編と別冊に区分します。また、4年ごとに全体を見直し、改定することとします。

(1) 構成

【本編】

指針の本編は、第1章「基本方針」と第2章「重点方針」で構成します。

第1章「基本方針」では、「策定の背景と意義」、「構成と期間」、第2章で示す「重点方針」の前提となる「長期的な視点」としての「めざす都市像」、「3つのまちづくりコンセプト」、「8つの基本目標」を明らかにします。

第2章「重点方針」では、「長期的な視点」を踏まえた上で、喫緊に取り組む重点課題を抽出し、その課題に対応する「まちづくりテーマ」、「重点施策」等を示します。

【別冊】

別冊は、重点施策の実現に向けた「重点事業」等を「事業集」としてまとめます。

※ SDGs（持続可能な開発目標） 2015年（平成27年）に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年（令和12年）を年限とする17のゴールが掲げられています。

② 期間

この指針の期間は、令和7年度から令和10年度までとします。

3 長期的な視点

藤沢市の現状と見通し、特性等を踏まえ、概ね20年先を見据えた「長期的な視点」として、「藤沢市市政運営の総合指針2016」、「藤沢市市政運営の総合指針2020」及び「藤沢市市政運営の総合指針2024」における「めざす都市像」、「まちづくりコンセプト」と「基本目標」をベースに見直します。

(1) 長期的な視点の体系

【めざす都市像（基本理念）】

郷土愛あふれる藤沢

～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～

【3つのまちづくりコンセプト】

- 1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）
- 2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）
- 3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）

【8つの基本目標】

- 1 安全・安心なまちをつくる
- 2 文化・スポーツを盛んにする
- 3 自然を守り豊かな環境をつくる
- 4 子どもの笑顔があふれるまちをつくる
- 5 誰もが自分らしく暮らせるまちをつくる
- 6 地域経済を循環させる
- 7 都市基盤を充実する
- 8 多様な主体との共創が生み出される地域づくりを進める

めざす都市像（基本理念）

藤沢市には、自然、歴史、産業、市民文化など様々な面で強みがあり、市民一人ひとりが、自分の個性にあったライフスタイルや都市の魅力を見つけられる良さがあります。これらは、経済情勢や社会の変化にも柔軟に対応できるということにもつながっています。また、ウェルビーイング※の向上に必要な、豊かで潤いのある暮らしを送る基盤が整っているとも考えられます。こうした藤沢市の特長を生かしながら、市が将来に向け描く都市の姿を「めざす都市像」として位置づけます。

めざす都市像

郷土愛あふれる藤沢

～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～

藤沢市で生まれ育った人も、藤沢市に移り住んだ人も、藤沢市に関わりのある人も、藤沢市を心から愛し、誇りをもって生き生きと暮らすことができる都市を目指します。これからの厳しい時代を迎えても、藤沢市が、多様な主体の共創・協働※により、みんなの課題をみんなの力で協力して解決できるまちとなるとともに、誰もがやりたいことを見つけられ、実現できるまちとなるよう、一人でも多くの人に地域に関わっていただき、藤沢市の強みであるシビックプライド(郷土への愛着と誇り)をさらに高め、そこから生まれる大きな市民力、地域力を生かしていきます。

そして、松風と藤の香りに包まれた都市、歴史と文化の薫る都市、産業の栄える都市、安全で暮らしやすい都市…こうした魅力ある都市の姿を理想として、先人たちが積み上げてきた歴史と文化、自然の豊かさ・美しさ、そして、うるわしい人の和など、藤沢市歌に込められた「藤沢らしさ」を大切にする市政を進めます。

さらに、郷土愛の基となる、こうした「藤沢らしさ」を、時代の変化に応じて発展させ、未来に引き継いでいけるよう、すべての基盤である人権や平和を意識しつつ、環境・社会・経済のバランスを施策間でとり、元気を生み出し続ける支えあう

※ ウェルビーイング 幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態。

※ 共創・協働 多様な主体と対等かつ互惠関係のもと協力して課題解決にあたること。共創は、協働に加えて、多様性を尊重する中で共感や対話を重ねることで、新たな価値を創り上げていくこと。

都市を目指します。

③ 3つのまちづくりコンセプト

「めざす都市像」の実現に向けて、目指すべきまちの姿の明確化を図るため、3つの「まちづくりコンセプト」を位置づけます。

「まちづくりコンセプト」には、郷土愛の基となる「藤沢らしさ」を未来につなげる持続可能な発展を目指す考え方を位置づけるとともに、支えあう「人の和」の未来の姿として、誰一人取り残さないまちという高い理想を掲げ、その考え方を位置づけます。さらに、これら2つの目指すべきまちの姿を実現するため、テクノロジーの力を上手に活用し様々な課題を解決するまちを目指す考え方を位置づけます。

まちづくりコンセプト1

藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）

「藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち」（サステナブル藤沢）を、まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- 現在の市民のニーズを満たすだけでなく、将来世代のニーズも満たすものであるかどうか、未来の人たちに誇れる取組であるかどうか、市のすべての取組において問い直します。また、市民の考える「暮らしの豊かさ」や「持続可能な状況」を把握し、施策に反映します。
- 当面の人口増加を支え、人口の維持につなぐことができるよう、交通利便性の高さや買い物環境、医療・福祉など、本市の総合的な暮らしやすさを高めるための取組を積み重ね、さらに、住んでみたい、住み続けたいと思える藤沢を築きます。
- 「湘南の海」、「緑の豊かさ」、「地元で採れた新鮮な食べ物」といった自然を身近に感じられる郊外都市としての強みを生かし、子育てしやすいまち・教育環境のよいまちとしてのブランド力を高め、多くの人に愛される藤沢であり続けられるよう取り組みます。
- 自助・共助・公助による、地域の強靱化をはじめとした防災・減災対策に取り組み、地震・津波・風水害等の災害に強い安全・安心な藤沢を築きます。

まちづくりコンセプト2

共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）

「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」（インクルーシブ藤沢）を、まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- 障がいのある人や、高齢者、子ども、外国につながる人、セクシュアル・マイノリティの人など、様々な生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないよう、誰一人取り残さないという思いで、まちづくりを進めます。
- 子どもたちを含む多様な市民がまちづくりに関わる機会や手法を積極的に取り入れるとともに、当事者や将来世代の声を大切にした政策形成が図られるまちとなるよう取り組みます。
- 多様な生き方、考え方を認め合い、尊重し合うまちであることを大切にして、様々な文化が共生する、多彩な魅力とみんなの活力があふれる藤沢を築きます。
- 社会状況や価値観の変化に伴い、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市空間、安全で安心して暮らせる地域環境が求められていることを踏まえ、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。
- 変化の激しい時代に対応していくためには、これまでのような「同質性を前提としたチームワーク」から、「多様性を認め合うチームワーク」への転換を進める必要があります。若者の意見や行動力をまちづくりに生かすなど、性別、年齢、障がいの有無、国籍、職歴などにかかわらず、誰もが公平に機会を得て、多様なメンバーが多彩な意見を出し合って力を発揮できるよう、DEI※を推進します。

※ DEI Diversity（ダイバーシティ：多様性）、Equity（エクイティ：公平性）、Inclusion（インクルージョン：包摂性）の頭文字を取ったもので、多様性を尊重するとともに一人ひとりが受け入れられ、誰もが生きやすい環境を整備していくことを指します。

まちづくりコンセプト3

最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち(スマート藤沢)

「最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち」(スマート藤沢)を、まちづくりコンセプトとして位置づけ、次のとおり取り組みます。

- Society 5.0[※]社会の到来を踏まえ、自然や文化を大切にしつつ、少子高齢化や担い手不足などに伴う様々な社会課題の解決のために、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、AI（人工知能）、ロボットなどをはじめ、急速に発展するテクノロジーを積極的に活用し、安全安心で暮らしやすいまちとなるよう取り組みます。
- 市民自らがテクノロジーを上手に活用でき、より豊かな暮らし方、働き方、学び方の実現や、地域コミュニティの活性化などが実感できる、スマートシティの実現に取り組みます。
- デジタル技術を活用して地域課題に向き合うことで、人や暮らし、まちが進化し続けるスマートシティの実現に向け、戦略的なまちづくりを進めます。
- 生成AIをはじめとするテクノロジーを積極的に活用することで、これまでの行政サービスのあり方を見直し、「無駄な来庁をしない（どこでも）」「市民一人ひとりのニーズに合わせた情報を配信する（ピッタリ）」「手続きが一度ですむ（かんたん）」なデジタル市役所を実現するとともに、業務効率化やコスト削減を図ります。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)[※]の推進にあたっては、より高度なデータ社会の到来を見据え、専門的知見を有する大学や民間企業、先進自治体との連携を積極的に進めます。

[※] Society 5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。

[※] デジタルトランスフォーメーション（DX） 「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004年（平成16年）にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱し世界的に拡散したもの。

(4) 8つの基本目標

「めざす都市像」を実現するために、「3つのまちづくりコンセプト」の考え方を踏まえ、8つの基本目標を位置づけます。この基本目標に沿った取組が相互に連携することにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指します。基本目標は、藤沢市の現状と見通し、特性等を踏まえた上で、市の施策、事業を進めるにあたり、基本となる方向性を示すものとしします。

基本目標 1 安全・安心なまちをつくる

【長期課題】

- 令和6年能登半島地震や大正関東地震等の過去の大規模災害（地震・津波など）を教訓に、被害を最小限に抑え速やかに回復できるよう防災対策・減災対策・復興事前準備に取り組むとともに、多様な主体と連携し地域における防災力の強化・充実を図り、災害に強くてしなやかなまちを構築する必要があります。
- 気候危機への対策が世界的な重要課題となる中、法改正等の状況を踏まえ、突発的かつ局地的な豪雨や大型台風等、激甚化・頻発化する自然災害（土砂災害、洪水、内水氾濫など）や夏季の高温化への対策の強化（適応策）を図る必要があります。
- 発災に備え、自主防災組織の担い手不足、地域によって異なる災害リスクへの理解の促進、子どもの頃からの地域防災への関わり、増加する避難行動要支援者への対応など、様々な課題に対応し、地域と共にソフト面の対策の強化を図る必要があります。
- 平時から、防災に係る計画や施策等において自助の重要性を捉えた検討を行い、市民一人ひとりに、それぞれの多様な考え方、生活様態に合った備えとなる自助を促していく必要があります。
- 激甚化・頻発化する自然災害や増加する救急需要から市民の安全・安心を常に確保するために、消防・救急体制の強化を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新たな感染症の脅威等に対する健康危機管理対策の充実と体制強化を図る必要があります。
- 巧妙化・多様化する特殊詐欺などの被害防止や、犯罪を抑止するための環境整備など、体感治安が向上する取組を進める必要があります。
- 万が一犯罪被害にあった場合においても安全・安心な生活を取り戻せるよう被害

者支援の充実を図る必要があります。

2045年の藤沢市の姿として、

テクノロジーの力や民間事業者の知見も活用し、地震・津波災害、激甚化する風水害、都市災害等への総合的な取組（防災・減災・危機管理・復興）の強化を多様な主体と共に進めるとともに、超高齢社会の進展などの社会的変化に対応するため、さらなる広域連携により、時代に即した消防・救急体制の充実を図ります。さらに、地域と連携した防犯交通安全対策等を一層推進することにより、市民の生命と財産を守り、誰もが安全で安心な暮らしを実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標 2 文化・スポーツを盛んにする

【長期課題】

- 幅広い世代にとって身近な存在である図書館は、多様な市民の居場所として、また子どもから大人まであらゆる世代の学びの拠点として、時代の変化に対応していくため、4 市民図書館 1 1 市民図書室のあり方を検討し、図書館運営を行っていく必要があります。
- 藤沢市には、旧東海道藤沢宿や江の島、大庭城跡等、地域に根差した数多くの文化財があります。近年の少子高齢化等により、こうした歴史や文化、景観の継承が難しくなっている中、市民の貴重な財産である文化財を次代に受け継ぐための保存と活用の方向性を示すとともに、藤沢の歴史を感じ、学び、伝えていく環境を整える必要があります。
- 市民が持つ高い文化水準を背景に市民自らが主体となった文化芸術活動を維持・向上させるとともに、さらに本市の文化芸術活動を発展・融合させることで新たな「ふじさわ文化」を創造するため、活動の拠点を整備し、幅広い世代の市民の興味・関心を高め、様々な文化活動を支援する取組を行っていく必要があります。
- 藤沢市スポーツ都市宣言の理念に基づき、東京 2020 大会のレガシーを未来へつなぎ市民一人ひとりが生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを楽しめるようにするには、ハードとソフトの両面においてスポーツ環境を充実させ、「する」・「観る」・「支える」スポーツを推進することで、将来にわたるまちのにぎわいの創出、経済の活性化、地域交流の促進へとつなげていく必要があります。

2045年の藤沢市の姿として、

歴史的、文化的な資源、景観を保全・継承・活用するとともに、市民による文化芸術活動やスポーツ活動等をさらに盛んにすることで、市民一人ひとりが日頃から文化・スポーツを楽しみ、歴史や文化を大切にし、郷土への誇りや愛着を実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標3 自然を守り豊かな環境をつくる

【長期課題】

- 地球温暖化に起因する気候危機への対策のため、二酸化炭素排出実質ゼロに向けて再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消など、環境に優しいエネルギーの活用を推進し、地球温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）と、災害に強いまちづくりなど（適応策）の両輪で進めていく必要があります。
- 私たちと共に生き、恩恵を与えてくれる美しい海や川、谷戸などの豊かな自然環境は藤沢市の貴重な財産です。かけがえのない自然環境を次世代に引き継ぐため、未来を担う子どもたちを中心とした環境教育の推進を図り、市民をはじめとする多様な主体との協働による環境美化・環境保全活動を継続・発展させていく必要があります。
- 市内各地で行われるクリーン活動・美化啓発の充実、市民・団体等との連携・協力による清掃活動、ごみ減量対策、不法投棄対策を推進し、誰もが心地よく過ごすことができる、地域から広がる環境行動都市を実現していく必要があります。
- 海洋ごみの約8割は、まちから河川を通じて流れてくるといわれており、海岸ごみにおけるプラスチックごみの割合が増加していることから、海洋プラスチックゼロエミッション（プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと）を目指し、河川上流市等とも協働してまちや河川、海岸の美化活動を推進し、陸域から海への流出を抑制することにより、プラスチックごみがない生態系に優しい藤沢の実現に取り組む必要があります。
- 3R[※]+Renewable（リニューアブル：再生可能な資源利用）の取組を浸透させることや循環経済（サーキュラーエコノミー）[※]への移行を目指すことにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要があります。
- 水田や畑などの農地は、新鮮な農作物を供給し、藤沢の「食」を支えるとともに、

[※]3R Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRをとったもの。まず、ごみの発生量を減らす（Reduce）ことから始めて、次に使えるものは何回も繰り返し使う（Reuse）、そして使えなくなったら原材料として再生利用（Recycle）するという考え方をいいます。

[※]循環経済（サーキュラーエコノミー） 原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことをいいます。

潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、多面的な機能を有しており、これらを保全し活用していくことが重要です。

- 環境汚染のない、きれいな海や川を確保し、湘南海岸など水に親しめる空間を次世代に引き継いでいくため、産業排水や生活排水等の監視指導、下水道等の污水处理施設の普及や適切な維持管理による機能の維持など、水環境の保全に向けた取組を着実に進め、持続可能な水循環の形成に努めていく必要があります。

2045年の藤沢市の姿として、

環境に対する意識を高め、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全し、資源化のさらなる推進を図るとともに、廃棄されるプラスチックごみゼロをはじめとする循環型社会形成の推進やエネルギーの地産地消と効率的利用をテクノロジーの力も活用し進めることにより、持続的で豊かな環境を実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標4 子どもの笑顔があふれるまちをつくる

【長期課題】

- 日本の合計特殊出生率は低下が続き、少子化は依然として進行しています。その背景には、若い世代において、将来の妊娠・出産・育児に対し、自らのキャリア形成や趣味での活動などとのバランスをとること、子育て・教育にかかる費用と経済的な安定などに対する不安が根本にあると考えられます。共働きや身近に支援者がいない世帯が増える中で、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実に加え、ニーズに合わせた保育等の支援が受けられるようにするとともに、雇用・就労面での環境・制度設計の整備や子連れや子ども同士でも外出しやすい環境づくりなど、ソフト・ハード両面から安心して子育てのできる生活環境を整備する必要があります。
- すべての子ども・若者が将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子どもを権利の主体として、多様な人格・個性を尊重し、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、社会全体で後押ししていくことが重要です。また、子どもが安心して自分の意見を表明することができ、自分の身の回りや社会に対して何らかの影響を与え変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性等を高めるうえでも大切です。
- 生活環境の変化の中で、子ども・若者同士が自由に遊び、過ごせる場や時間が減っています。すべての子どもに、ありのままの自分を受け止めてくれる居場所や、成長や興味関心に合わせた豊かな体験は、非認知能力*の向上のためにも不可欠です。子どもの貧困の解消を目指すとともに、置かれている環境にかかわらず一人ひとりの希望や意見を大切にした「居たい・行きたい・やってみたい」を叶えるため、地域の様々な主体と連携して取り組むことが重要です。
- すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のために、ICTを活用した学習を進めるなど、学習環境の充実に図り、子どもたちが楽しく学びながら、思考力、判断力、表現力等を身につけ、予測困難なこれからの時代を生きる力をつけることができるよう取り組んでいく必要があります。

* 非認知能力 非認知能力（社会情動スキル）とは、語学力・計算力などの認知的能力に対して、数値化しにくい能力で、目標の達成（責任感、自己抑制）、感情のコントロール（楽観性、ストレス耐性）、協働性（共感性、協調性）、開放性（好奇心、創造性）、他者との関わり（社会性、積極性）、複合的な能力（批判的思考、自己効力感）などの力といわれています。特に乳幼児期に育まれた力は、その後も力を高めていくための資質となり、変化する社会を生き抜く力として注目されています。

- 一人ひとりの子どもの多様性や個性を受けとめ、生かし、可能性を最大限に高めるため、教育的ニーズに対応できる支援教育を推進するとともに、相談体制を充実させるなど悩みや困りごとを抱える子ども・若者に寄り添い、その子ども・若者に合った社会参加や自立を支援する必要があります。
- 「ふじさわ教育大綱」をもとに、子どもたちをはじめすべての世代が、学びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、やさしく手を差し伸べあう笑顔あふれる幸せなまちをつくるため、地域と共にある学校づくりを進めることが重要です。さらに、時代の変化に対応し学校のあり方も大きく変化する中で、未来を担う子どもの学びを深めるための教育環境の整備と多様な人材の確保を進める必要があります。
- 子どもと出会い育ちを支える人々が、子どもの成長や発達、健康等に関して正しい知識を持ち、親子の多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう普及啓発を進めるとともに、関係機関が連携して、親子に寄り添い必要な支援が届けられる、相談支援体制の充実・強化が重要です。
- 子どもたちが安全安心でより快適な環境で学べるよう、インクルーシブやユニバーサルデザインの視点も取り入れた環境づくりを進める必要があります。

2045年の藤沢市の姿として、

すべての子どもの今と未来の最善の利益を第一に考え、安心して子育てができる環境や子どもたちの「生きる力」が育まれる教育環境を整備するとともに、地域全体で子ども・若者の成長を後押しし、常に子どもと共に社会を築き続ける都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標5 誰もが自分らしく暮らせるまちをつくる

【長期課題】

- 85歳以上人口が最大になる2040年以降に向け、社会保障関係経費の増大や医療・福祉・介護需要に対するサービス提供体制の再構築が全国的な課題となっています。また、単身世帯や高齢者世帯は今後とも増加し、地域の中でのさりげない見守りの必要性が増していきます。さらには、市民一人ひとりが、自分らしい人生の最終段階の迎え方を考え、備えておくことも必要です。
- 人生100年時代を見据え、すべての人がいつまでも住み慣れた地域で、からだも心も元気でいきいきと暮らし続けられるよう、生活習慣病対策と介護予防・フレイル対策を市民、地域、関係団体等と相互に連携しながら進めるとともに、市民一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、主体的に健康づくりを実践することのできる社会環境を整備するなど、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた取組が重要です。また、市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、さらなる地域医療の連携・推進が求められており、医療機関と福祉・介護事業所等との連携・ネットワークを構築する必要があります。
- 予想される認知症の人の増加に対して、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、認知症になっても意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、取り組んでいく必要があります。認知症の人に限らず、高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いを認め、支えあい、誰もが暮らしやすいまちとなるよう取り組むことが重要となります。
- 医療・福祉・介護の人的資源が不足する中で、先端技術を活用することにより、担い手・従事者の負担軽減や効率化を図るとともに、自宅で暮らしながらも、安心して医療やサービスなどが受けられるよう、必要な人に適切な支援を提供できる体制を確保する必要があります。
- 個人の存在や価値が尊重され、自分にあった生き方、暮らし方を選択できるよう居住支援等の環境整備の充実が求められるとともに、藤沢型地域包括ケアシステム[※]としてこれまで取り組んできた、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、

[※] 藤沢型地域包括ケアシステム 子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を生かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めるもの。

互いに重なり支えあいながら活動する「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが一層重要になります。

- 一人ひとりの希望や能力、子育て・介護などの事情、健康や障がいの状況などに応じた、多様で柔軟な働き方や社会参加の機会が確保される生涯活躍・生涯現役の環境づくりが必要です。

2045年の藤沢市の姿として、

すべての人の尊厳が保持され、住み慣れた地域において、健康で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、きめ細かな保健、医療、福祉、介護をさらに充実させ、共に支えあう地域社会を築き、心身共に健やかな暮らしが実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標 6 地域経済を循環させる

【長期課題】

- 藤沢市には、これまでの企業誘致の取組や地域に根ざした多くの企業の成長等により、活力ある地域経済の基盤となる産業集積があります。今後も、地域経済の活力を維持・向上し、雇用を確保するためには、都市拠点等の特性に合わせた新たな産業・機能の誘致、スタートアップ支援などによる新産業創出、中小企業のデジタル化や脱炭素化を含めた総合的な経営支援を着実に進める必要があります。
- 湘南の中心商業地として発展し続けるため、域外からも集客する魅力ある商業集積を進める必要があります。特に、大規模商業施設の老朽化に対応した藤沢駅周辺等の商業機能の更新が求められています。
- 商店街は、超高齢社会における健康な暮らしを支え、人と人とのつながりを育む地域コミュニティの核としての役割が期待されます。今後も、電子商取引の拡大など、取り巻く環境の変化に対応するとともに、地元の人が地元で買い物をする地元消費を促し、持続的な発展を図ることが重要となります。
- 高齢化や担い手不足など、厳しい経営環境にある都市農業と水産業を守り育てるために、テクノロジーの活用が必要であり、さらに新規参入者・後継者の支援や、地産地消、高付加価値化等も併せて推進することが重要となります。
- 我が国有数の景勝地である「江の島」を中心とした観光産業は、市内の基幹産業の一つとして成長し、年間観光客数は1,960万人（2023年（令和5年））となっています。「共創し選ばれ続ける観光都市」を実現するため、戦略的なインバウンド需要[※]の取り込みなど観光関連産業を維持、発展させるとともに、北部地域の自然を生かした市内全域における回遊性を高めるための取組も求められています。
- 生産年齢人口の減少により想定される、人手不足、人材不足に対応するとともに、働き方が変化する中で、自然豊かな郊外都市で働くことで得られる豊かな暮らしを本市の魅力として位置づけるなど、市民の多様な働き方を支える環境づくりを促進していくことが重要となります。

[※]インバウンド需要 訪日外国人旅行者による商品やサービスへの需要のことをいいます。

2045年の藤沢市の姿として、

湘南の海と豊かな緑といった自然環境を身近に感じながら、湘南のライフスタイルと一体となった豊かな働き方が可能となる都市を実現するとともに、恵まれた交通基盤や積み重ねてきた産業集積等の強みを生かし、ビッグデータ・AI社会に対応しながら、商業、工業、農水産業、観光等、様々な産業が一体となって地域経済を循環させることにより、市民が活力と魅力を実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標 7 都市基盤を充実する

【長期課題】

- 藤沢市では6つの都市拠点への機能集積を図りながら、拠点等を結ぶ鉄道、道路などの交通ネットワークの整備促進による利便性の向上と自然環境との調和の両立を進めてきています。これからも、都市の魅力と活力の向上につながるように「藤沢駅周辺地区」、「村岡新駅周辺地区」、「健康と文化の森地区」などの都市機能の充実とさらなる活性化に向けた取組を進めることが重要です。
- 日常生活における移動を支え、健康・幸福につながる外出を促進するためには、自家用車に依拠しなくても移動可能な交通環境の整備が重要となります。整備に際しては、自動運転やMaaS※など、交通に関わるテクノロジーを積極的に活用し、公共交通の維持・強化や「歩きたくなるまちづくり」を進めるなど、誰もが移動しやすい交通の充実や環境負荷の低減を図る必要があります。
- 渋滞の緩和やボトルネック箇所の解消などの対策を行うとともに、災害時においても強靱性や多重性のある交通基盤を構築することが求められています。
- 新しいモビリティ（移動・交通手段）や自転車活用の促進など交通環境の変化に合わせた施策が求められています。
- 高度経済成長期に整備された道路、河川、橋りょう、下水道、公園等の都市基盤施設や、庁舎、学校等の公共建築物は、長寿命化を含む老朽化対策、超高齢社会に対応した機能の充実・強化、持続可能性を考慮した規模適正化、気候危機への対策（緩和策・適応策）の強化等が必要となります。厳しい財政見通しの中で、産学との連携及び最先端技術の効果的な導入を念頭に置いた、市民の暮らしを支える都市基盤施設の再編、集約化やストックマネジメントがますます重要となっていきます。
- 超高齢化、人口減少、国際化、情報化の進展等に対応した住みよい都市の形成の視点から、豊かで安定した住生活環境の確保とともに、まちに活力やにぎわいを創出する活動の場づくりや、東海道本線の新駅開業を契機として未来を担う人材が育つような環境整備が求められています。

※ MaaS（マース：Mobility as a Service） 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。（国土交通省）

2045年の藤沢市の姿として、

これまでに設置した都市基盤施設について長寿命化を含めた再整備や、既存施設の再編、集約化をさらに進め、公共空間の多様な機能の発揮を促すとともに、将来にわたって都市の魅力と活力を維持するための新たな基盤整備と土地利用を促進することにより、都市としての優位性と持続可能性を高め、自然豊かな環境の中で利便性が高く快適な生活を実感できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

基本目標 8 多様な主体との共創が生み出される地域づくりを進める

【長期課題】

- 藤沢市では、「地区市民集会」にはじまり、「郷土づくり推進会議」に至る市民の市政への参画や、市民協働の先進的な取組が進められてきました。これまでに築いてきたこれらの経験や実績を礎とし、市民と行政とのパートナーシップに基づく市政運営を一層進めていくことが必要となります。そのためには、生産年齢人口の減少などの制約が増える中、地域における様々な課題を市民と市とが共有し、適切な役割分担による「地域づくり」を市内の横断的な連携により進める取組をさらに深化させていくことが重要となります。
- 自治会・町内会をはじめとする様々な地域活動団体によって、市民生活に根ざした取組が積極的に進められています。その一方で、超高齢化や単身世帯の増加等により自治会加入率は低下する傾向にあり、コミュニティの希薄化が一層懸念されています。テクノロジーの活用等、様々な参加スタイルの工夫により、地域を支える活動への若い世代の参画を促進するとともに、地域で行われている多様な活動を、持続可能な地域づくりにつなげていくことが求められています。
- 13地区それぞれの地域において、異なる人口動態や地域特性を踏まえ、地域活力の維持・向上の視点をもって、相互の補完関係の構築や交流等を進めていく必要があります。
- 市民によるボランティア、市民活動団体、NPO等の多岐にわたる幅広い活動や、学校・企業・各種法人等の社会貢献活動が盛んに行われ、広がってきています。各地区の魅力や特色を生かした地域づくりや、学校を核とした地域づくりが展開されている中で、市、市民、市民活動団体、学校、企業、各種法人等、様々な世代の人々が出会い、まちの未来の姿を共有し、活動の輪を広げ、互惠関係のもとに多様化する地域課題の解決を図るとともに、新たな価値を創出するなど、持続可能で好循環を生み出す仕組みを定着させていくことが重要となります。
- 人生100年時代を迎え、誰もが活力をもって生活していくためには、あらゆる人々が社会に参画することができるよう学べる機会の充実を図り、人と人とのつながりを生むとともに、「学び」と「活動」の好循環から地域課題を解決し、地域づくりにつなぐ取組を推進する必要があります。
- 市民センターが中心となり、多様な人々が出会い、つながる場として「オープン

&アクセシブル※」な公共空間利用を進め、関係人口※を創出しながら地域活力を生み出す機能を担っていくことが一層重要になります。

- 市民の利便性を高めるため、各種行政手続のオンライン化を推進するなど、必要な市民サービスが、いつでもどこでも受けられる環境づくりを進める必要があります。あわせて、デジタル技術の進展や立地条件を踏まえた各地域拠点における行政サービスのあり方について、精緻かつ客観的なエビデンス（根拠）に基づき、常に手法、手段を選択していくことが重要となります。
- 一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指していく必要があります。

2045年の藤沢市の姿として、

柔軟な公共空間の利用により、多様な市民が「出会う」、「つながる」場を創出し、それぞれの生活スタイルに合わせて、地域を支える様々な活動に参加することができ、地域との関わりの中でウェルビーイングを実感できるよう、市民活動と地域づくりのさらなる充実を図り、誰もがやりたいことが実現できる都市を目指します。



※基本目標とSDGsの17の目標との関連性について示しています。

※オープン&アクセシブル 広く開かれるとともに、近寄りやすいさま、利用しやすいさま。

※関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々を指します。

第2章 重点方針

「第1章 基本方針」においては、総合計画に替わるこの指針の意義と構成、重点方針の前提となる「長期的な視点」を位置づけてきました。そのうち「長期的な視点」については、「めざす都市像」、「3つのまちづくりコンセプト」及び「8つの基本目標」を示し、これから20年程度の期間の中で、すべての事務事業において共通して目指すべき方向性と目標を明らかにしました。

「第2章 重点方針」においては、この「長期的な視点」を踏まえ、喫緊に取り組む重点課題を抽出、整理し、「まちづくりテーマ」として設定するとともに、「まちづくりテーマ」に対応する「重点施策」を位置づけます。

なお、「重点施策」に基づく「重点事業」は、別冊の「事業集」に位置づけます。

1 取組の考え方

取組の効果と効率性を高めるため、重点施策、重点事業だけでなく、計画期間において、すべての事業の実施にあたって留意すべき共通の考え方を示します。

(1) マルチパートナーシップの推進

市民や市民団体のほか、大学などの教育機関、県や他市町村といった行政機関、企業などの民間機関は、地域において様々な取組を行っています。

マルチパートナーシップとは、これらの多様な主体と市民生活における暮らしやすさや藤沢への誇りなどの目標を共有し、お互いの立場や役割を相互に認め、尊重しながら協働していく姿であり、積極的に取り組んでいく必要があります。

また、人口構造の変化をはじめ、生活課題の多様化、複雑化により、既存の取組では市民のニーズを満たすことができなくなりつつあります。そのためマルチパートナーシップを深化させ、それぞれの主体の多様性を尊重しつつ共感や対話を重ねる中で新たな価値を創り上げる「共創」を推進し、官民一体となったさらなる連携の推進を図ります。

(2) 「藤沢らしさ」を大切にし、「藤沢にしかないもの」を生かす

藤沢市が魅力と活力のあふれる元気都市であり続けるために、市民力・地域力との連携により、先人たちが積み上げてきた歴史と文化、藤沢ならではの自然の豊かさ、美しさ、そして、うるわしい人の和などの「藤沢らしさ」を大切にし、「藤

沢にしかないもの」を生かしていきます。

③ 横断的連携

庁内各部がそれぞれ個別に施策に取り組むだけでなく、一つの課題に対して複数の部・局が横断的に取り組む中で、施策の方向性をあわせ、目的を共有することにより、施策の効果や取り組む事業の効率性を高めていきます。

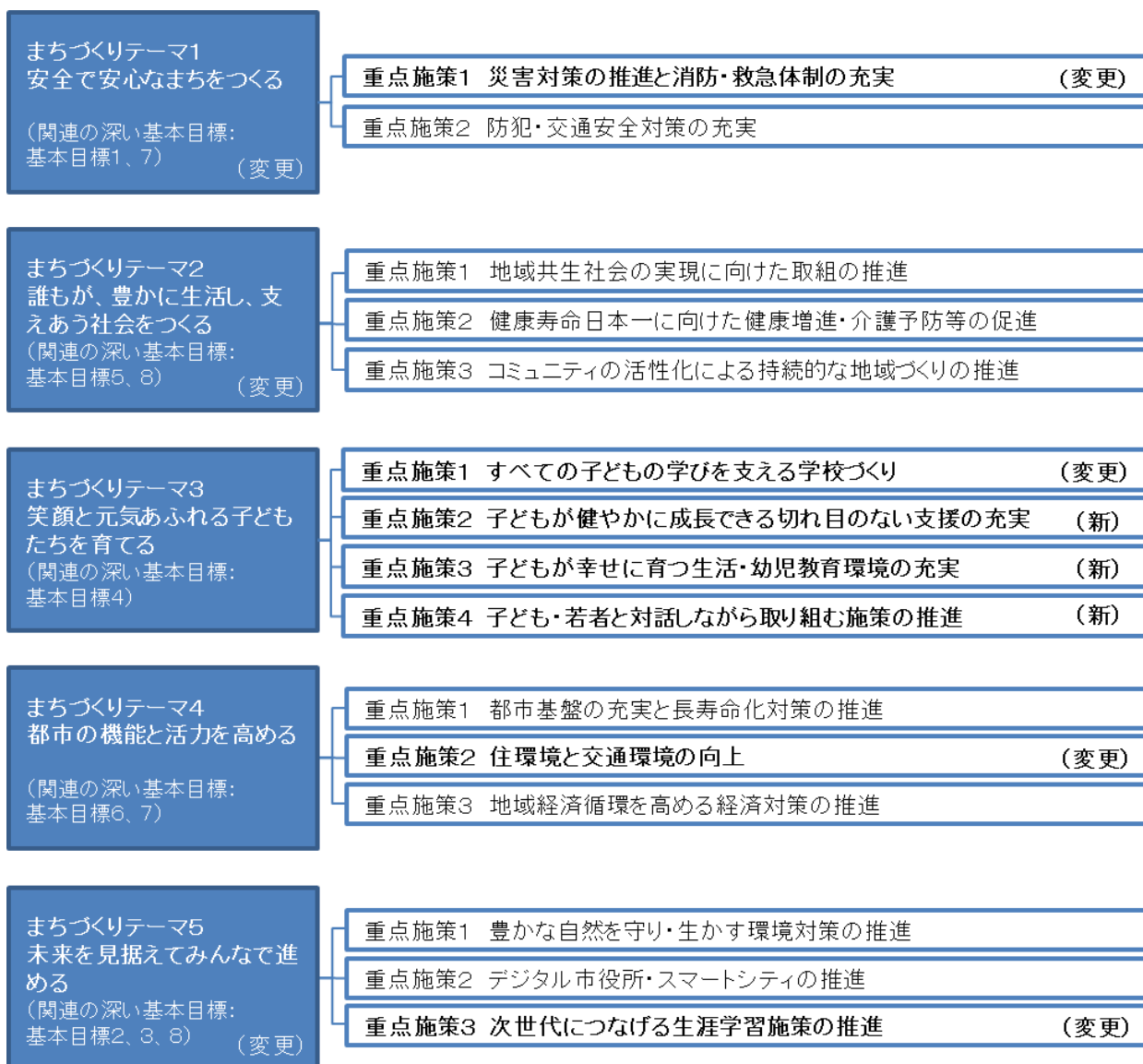
特に、SDGsについては、達成が危ぶまれており、さらなる行動が求められていることから、施策に関わるゴールの達成を目指すのみならず、ゴール間のシナジー（相乗効果）やトレードオフ（二律背反）を意識した上で、複数のゴールの達成に最大限寄与できるよう連携を図ります。

④ 担い手不足、人材不足への対応

社会の様々な分野においてすでに顕在化している担い手不足、人材不足の課題に対しては、時代の変化に柔軟に適応し、地域での連携を含めた各分野で多様な人材が活躍できるよう、人材の確保に向けた取組の支援・強化を図るとともに、テクノロジーを活用するなど、多様な手法による解決を進めます。

2 5つのまちづくりテーマと15の重点施策

「第1章 基本方針」の「長期的な視点」を踏まえ、市民意識調査結果などに見られる市民ニーズに基づいた課題の緊急性・重要性や、長期課題からの逆算（バックキャスティング）、市長公約等から、直近4年間に重点的かつ確実に取り組むべき課題と施策を5つのまちづくりテーマと15の重点施策にまとめて示します。



市民の安全な暮らしを守るため、地震、津波、地球温暖化に起因する気候危機、都市災害をはじめ、悲惨な交通事故、手口が巧妙化する特殊詐欺などの犯罪や火災、テロなど、市民の生命と財産、生活を脅かすリスクを低減するとともに、事前の防災や減災、災害早期の初動体制の整備や感染症危機にも対応し、災害等に対して、強さとしなやかさを備えた危機に強いまちづくりを推進する必要があります。

(1) 災害対策の推進と消防・救急体制の充実

切迫性が指摘される首都直下地震、南海トラフ地震や、近年激甚化・頻発化する風水害への対策の強化に向けて、被害を最小限に抑え、速やかに回復できる防災・減災に取り組むとともに、地域における防災力を強化し、充実させます。また、市民生活における様々な脅威に対応するため、消防・救急体制の強化など、危機管理対策を推進します。

(2) 防犯・交通安全対策の充実

地域での犯罪を抑止する環境整備として地域、商店街等への防犯カメラの増設を推進するとともに、特殊詐欺などへの対策を強化します。また、交通安全対策として、自転車を中心に交通ルール・マナーの啓発に取り組むとともに、歩道と自転車の利用環境の整備を推進します。



まちづくりテーマ 2 「誰もが、豊かに生活し、支えあう社会をつくる」

超高齢化が進展する中で、保健、医療、福祉、介護などの社会保障は、市民の安心や社会の安定に大きな役割を果たしていますが、その持続可能性への対応は大きな課題になっています。また、雇用や家族形態の変化、コミュニティの希薄化などの中で、コロナ禍を経て浮き彫りになった孤独・孤立の問題を含め地域生活課題も複合化・複雑化しています。

本市ではこれまで、地域共生社会の実現を目指し、高齢者の住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの考えを進展させ、地域の特性・資源を生かし、市民の世代・属性を問わずに一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあい、身近な場所で相談支援が受けられる地域包括支援体制の構築を進めてきました。2040年（令和22年）に向けては、地域生活課題解決のため、地域における顔の見える関係をベースとした支えあいの地域づくりの取組及び身近な場所での相談支援体制構築と、健康増進などの自助の活動を支える環境づくりが重要となっています。

また、市民センターを中心とする行政区域（13地区）ごとに、主体的な市民活動が行われてきた歴史があり、生涯学習の理念を生かしながら地域課題の解決に資する取組を推進するとともに、地域の取組を支える体制やサービス拠点としての機能の充実を図る必要があります。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

高齢者、障がい者、生活困窮者をはじめ、家族の介護や看病、見守りなどの世話を担う人（ケアラー）や子育て中の人など、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができるよう、交流の場づくりや担い手づくりを推進するとともに、身近な場所での相談体制や支援の充実を図ります。さらに、地域共生社会の実現に向けて重層的な支援体制を築き、多機関協働でのネットワークをより一層進めていきます。

また、地域生活課題の解決に向け、市民センターを中心とした支えあいの地域づくりを進めていきます。

(2) 健康寿命日本一に向けた健康増進・介護予防等の促進

健康寿命日本一に向けて、市民一人ひとりが生涯を通じて自らの健康に関心を

持ち、ライフステージに応じ、生活習慣病やがんの発症を予防し早期治療につなげる環境づくりを進めていきます。また、医療・介護データの分析をもとに、様々な取組によるフレイル予防など、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を進めます。

さらに、在宅生活を支える保健医療分野の関係機関との連携体制を強化していきます。

③ コミュニティの活性化による持続的な地域づくりの推進

地域で活動する多様な主体と市が協働し、持続的なコミュニティと地域社会を形成するため、「郷土づくり推進会議」と市民センターが連携した地域づくりの取組を軸に、地域の多様な主体とともに地域課題への対応を進めます。また、自治会・町内会やNPO等の活動を支援するとともに、こうした団体の継続した活動や生涯学習による取組を地域の様々な課題解決につなげます。

さらに、マルチパートナーシップによる地域に根ざした課題の共有・対応や人材の育成、ICT等を活用した若い世代の地域活動への新たな参加のあり方の工夫等により、各地区の特性を生かした地域づくりを推進します。



子どもは生まれながらに平等であり、子どもに関することは、常に、子どもの最善の利益（子どもにとって一番良いこと）を第一に考え、すべての子ども・若者が多様性のある一人の個人として尊重され、成長や発達に応じた支援を受けながら共に育つことができる環境づくりが必要です。

子育て世帯の価値観や生活様式の多様化、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化など、経済性や効率性が重視される大人優先の社会であっても、次代を担う子どもたちの心身の健康と「生きる力」を育むため、すべての子どもたちが笑顔で豊かに育つ基盤の整備と、教育環境を充実することが大切です。

(1) すべての子どもの学びを支える学校づくり

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育む学びを充実し、すべての子どもたち一人ひとりのニーズに応え、ともに学び、ともに育つ学校づくりを目指します。

また、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と地域とが共有し、地域の資源や特色を生かした教育活動により、子どもたちの学びの機会がさらに充実していくよう、地域との連携・協働によりその実現を図ります。

(2) 子どもが健やかに成長できる切れ目のない支援の充実

子ども・若者や子育て中の方への総合的・包括的な相談体制を構築するとともに、経済的支援や生活支援の取組を充実します。親子への妊娠期からの切れ目のない支援を行い、安全・安心で健やかな妊娠・出産・産後をサポートするとともに、孤立防止を図るなど、子ども・若者や子育て期の悩みや不安に寄り添います。

(3) 子どもが幸せに育つ生活・幼児教育環境の充実

乳幼児期は子どもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培う重要な時期であるとの認識のもと、子ども自身の思いや願いを大切にしながら、子育て家庭が安心して保育・幼児教育等を受けることができ、子どもたちの生きる力を育む環境づくりを充実させるとともに、保育士や幼稚園教諭等の人材確保を進めます。

(4) 子ども・若者と対話しながら取り組む施策の推進

子ども・若者や子育て当事者と対話しながら、施策を推進します。また、子ども・若者の主体性を尊重し、家庭環境等にかかわらず、成長、発達、興味や関心

に合った遊びや活動・体験、活躍できる場があり、ありのままの自分でいられる居場所を持てるよう取組を充実します。



都市としての持続性を維持しながら藤沢の魅力や活力を高めるため、新たな基盤形成や都市施設の長寿命化、更新を計画的に進める必要があります。

また、今後の空家の増加や高齢者世帯の増加を見据え、市民生活に欠かすことのできない居住環境の維持保全を図るとともに、将来的な人口減、少子超高齢化の状況を見据え、市民が移動しやすい環境づくりを強化する必要があります。

さらに、社会経済状況の変化への対応を図りつつ、商業、工業、農水産業、観光等、様々な産業が一体となって地域経済の循環を高め、持続的な成長を図る必要があります。

(1) 都市基盤の充実と長寿命化対策の推進

少子超高齢社会への対応や自然災害への対策の強化等も踏まえ、自然と調和しつつ市民生活と市内経済を支える都市基盤の充実を図るため、都市拠点の形成、道路ネットワークの構築、ストックマネジメント、公共施設等の再整備を進めます。

(2) 住環境と交通環境の向上

暮らしやすさに直結する豊かで安定した住生活環境の確保に向けて、「藤沢市住宅マスタープラン」等に基づき、引き続き空家対策、団地再生、居住支援に取り組むとともに、マンションの管理適正化や二酸化炭素排出実質ゼロの視点を踏まえた新たな住宅施策の検討を進めます。

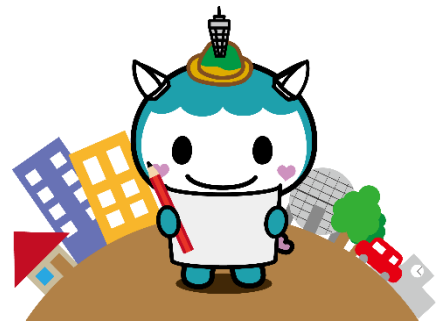
また、「藤沢市都市交通計画」等に基づき、余暇活動や社会参加等、市民のウェルビーイングの実現につながる外出を促進するとともに、日々の移動を支えるために、自家用車に依拠しなくても移動可能な交通環境の整備を目指します。そのためには、交通に関わるテクノロジーを積極的に活用することで、ラストワンマイル[※]の充実や公共交通の維持・強化を行うなど、持続可能な交通体系を構築します。

(3) 地域経済循環を高める経済対策の推進

人手不足や人材不足、物価高騰など、社会経済状況の変化への対応を図りつつ、

[※] ラストワンマイル 交通結節点から最終目的地までの人や物の移動のことをいいます。

地域経済の循環を高め、持続的な成長を実現するため、都市拠点整備に合わせた企業集積や、共創し選ばれる観光振興など、市外から稼ぐ力を高めるとともに、中小企業への支援の充実や地域商業の活力再生、農水産業の持続可能な環境づくりなど、市内消費、市内取引の活性化を進めます。



持続可能な社会の実現に向け、世界的な気候変動問題を念頭に、地球温暖化対策、廃棄物対策、環境の保全と再生などを、一人ひとりが自分ごととして考え、取り組む必要があります。

また、市民をはじめとした利用者が、より一層の利便性を実感できるだけでなく、職員もデジタル化の恩恵を享受できるようなサービスの実現に、スピード感をもって取り組む必要があります。

歴史・文化についても、先人の積み重ねてきた資源を守り、生かし、その魅力を広く発信するなど、次世代につなげる取組に力を注ぐとともに、藤沢市スポーツ都市宣言の理念実現に向けた取組を推進する必要があります。

(1) 豊かな自然を守り・生かす環境対策の推進

藤沢市環境基本計画等に基づき、地球温暖化に起因する気候危機への緩和策の強化に向けて、地球温暖化対策の充実を図るとともに、環境啓発を推進します。

また、本市の豊かな自然環境を守るため、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策など、環境美化、ごみ減量を推進するとともに、緑地や水環境の保全、自然環境共生を進めます。

(2) デジタル市役所・スマートシティの推進

国、県の施策と連携しつつ、行政手続のオンライン化を推進するとともに、ICT活用による内部事務の効率化や業務のあり方の見直しを進めます。また、地域の多様な主体がICTの力でつながることで、新たな活力を引き出せるよう地域におけるデジタル化を推進するとともに、誰もがインターネットやスマートフォンの活用による恩恵を受けられる社会となるよう取組を進めます。あわせて、デジタル市役所の前提となるマイナンバーカードについては、普及と利活用を推進します。

さらに、Society 5.0社会の到来を見据えて、スマートシティを推進するため、民間企業や大学、他自治体との積極的な連携を進め、テクノロジーの活用による社会的課題の解決を推進します。

(3) 次世代につなげる生涯学習施策の推進

新たな「ふじさわ文化」の創造に向けて、文化芸術活動を支える環境・拠点の

整備や次世代育成、幅広い世代への活動支援等の推進並びに本市の貴重な歴史資源についても、未来につなげるための保全・継承・活用を推進します。

また、藤沢市スポーツ都市宣言の理念である健康で豊かなスポーツライフの実現を目指し、将来にわたるまちのにぎわい創出、経済の活性化、地域交流の促進につながる取組を実施するとともに、市民が安心して利用できるスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます。



3 行政運営の考え方

(1) 財政見通しを踏まえた財政運営

今後の財政状況は、引き続き「人口構造の変化」や「公共施設等の老朽化」に伴い歳出が増加傾向にあることに加え、民間の賃上げや物価高騰に伴う歳出増が想定されるものの、それに見合った歳入が見込めないという大変厳しい状況にあります。

特に、本年11月に更新した「中期財政見通し」で示したとおり、令和9年度以降に多額の事業費を要する公共施設の再整備や都市基盤整備事業が集中しており、各年度の予算編成が極めて困難になることが懸念されます。

しかしながら、これまで人口増加が継続してきた本市が持続的に発展し「選ばれるまち」となっていくためには、この機を捉えて、まちの活力の維持・創出に寄与し、かつ、将来の安定的な税収確保にもつながる投資を進めていく必要があります。

このような状況下では、健全財政を維持しながら、直接的な市民サービスと投資とのバランスを考慮することが重要であることから、将来の財政需要を踏まえた事業費の平準化や新たな歳入確保などを推進するとともに、重点施策に優先的に財源を配分することにより、持続可能な財政運営に取り組んでいきます。

(2) 未来を見据えた行政運営の実現に向けた行財政改革

新たな行財政改革については、将来にわたる健全財政の堅持及び生産年齢人口の減少下における事業継続性の確保に向け、あらゆる事務事業においてコスト削減と付加価値向上の意識を強く持ち、実践していくことで従来からの取組を承継していきます。さらに、より一層、最少の経費で最大の効果を創出するため、客観的な分析に基づく既存の事業手法の見直しや、公共と民間の役割を明確にした上での事業選択などによる経営的な視点に立った効率化及び最適化を図ります。

具体的な取組に当たっては、トップダウンとボトムアップ双方の視点で課題を的確に把握するとともに、「目標達成に向けたスピード感」「状況に応じた機動的な見直し」「変革を恐れない挑戦」といった普遍的なマインドを組織・職員が共有することで、未来を見据えた前向きな行財政改革に不断に取り組んでいきます。

また、クラウドファンディングの活用や市有財産の有効活用など幅広い視点による歳入確保についても積極的に検討を進め、併せて取り組んでいきます。

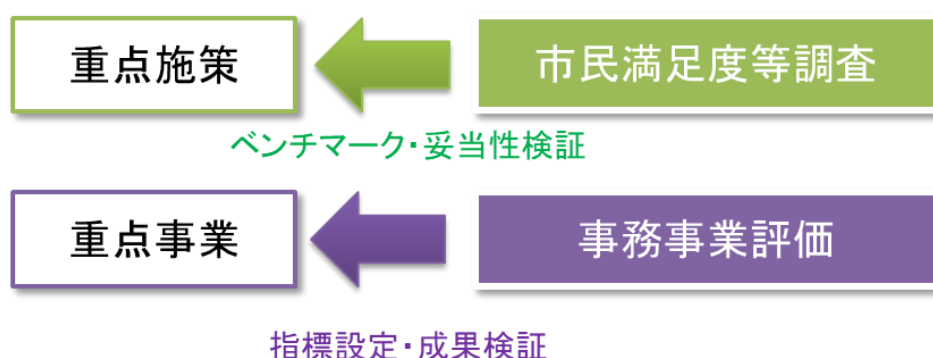
③ 組織執行体制の構築と人材育成・職員力の向上

本市が直面する様々な課題に対応するために、行政経営の視点に立脚して、行政運営の最適化を図るとともに、様々な主体との共創を進めるなど、持続的な行政運営基盤の確立に向けた組織執行体制の構築を行います。

また、多様化、複雑化する社会課題に向き合い、市民ニーズに対応するため、職員の主体的な自己成長を促すリスキリング[※]・スキルアップの機会創出や資格取得に対する支援強化を行うなど、「藤沢市人材育成基本方針」に基づき人材育成を進め、「多様な主体との共創の推進」や「D Xの推進」など、新たな課題にも柔軟に対応できる職員力の向上を図ります。

4 評価

重点施策の評価は指標を設定し、市民満足度をはじめとする「市民意識調査」[※]により行います。また、重点施策の実現に向けた重点事業の評価は、事務事業評価を活用し、成果の検証等を行います。



[※] リスキリング 必要とされる知識・技能が大幅に変化する中で、それらの知識・技能を獲得すること（総務省「人材育成・確保基本方針策定指針」）。

[※] 市民意識調査 市政運営の総合指針の「めざす都市像」、「まちづくりコンセプト」、「基本目標」、「重点施策」の評価指標として、施策・事業等に関する実現度と満足度等を毎年調査しています。これまで、地区や年代ごとの人口に応じて無作為抽出した18歳以上の市内在住者を対象に実施し、調査結果は市ホームページで公開しています。

5 重点施策の実現に向けた重点事業

重点施策の実現を図るための個別の取組は、「重点事業」として重点施策ごとにまとめ、別冊の「事業集」に示します。

重点事業は、まちづくりテーマと重点施策の実現を図ることを目的として、指針の期間において重点的に取り組むものであり、事業費、人的コストの重点的な投入や事業の組織横断的な検討により対応するとともに、進捗管理を行うことで効率的かつ着実に実施します。

また、各年度の重点事業費についても、別冊の「事業集」に事業費ベース、一般財源ベースで集計するとともに、毎年度更新していきます。